

国際的な子の連れ去りに関するアンケート結果報告

2011年9月7日 日本弁護士連合会

調査の概要

1 調査の方法

(1) 調査の目的

国際結婚の増加に伴い、国際離婚及びそれに伴う国際的な子の連れ去りが国際問題となっており、国際的な子の奪取に関する民事面の条約（以下「ハーグ条約」という。）の批准に向け、国内担保法の検討が現在政府で行われている。

しかしながら、実際にどの程度、日本に向け、あるいは、日本から外国に向けて、国際的な子の連れ去りが起こっているかの統計はほとんどない状況である。

そこで、当連合会会員が受けた相談事案の収集を通じて、ハーグ条約に関する事案（既に起きた子の連れ去り事案のほか、国際的な子の連れ去りに発展する可能性のある事案を含む。）が全国でどの程度実際に存在するかを把握し、担保法の検討についての議論に活用するため、本アンケートを実施した。

(2) 調査の対象

日本弁護士連合会会員（和文）、外国特別会員（外国法事務弁護士）（英文）

(3) 調査期間

平成23年7月13日から平成23年8月25日まで

注）回答締切は8月10日としていたが、8月25日までに寄せられた回答についても集計した。

なお、外国特別会員対象の英文アンケートについては、7月29日から8月25日まで調査を実施した（和文と同様、当初の回答締切は8月10日としている。）

(4) 調査方法・回収方法

ファクシミリによる。

(5) 調査項目

2000年から現在までに、国境を越えた子の連れ去り事案の法律相談に関し調査を行った。

なお、便宜上、結婚生活／配偶者と記載したが、未婚（事実上の婚姻・内

縁) または離婚のケースも含めて回答するよう依頼している。また、質問中にある「配偶者による勝手な子の連れ去り」とは、「相手方配偶者の承諾を得ずに、あるいは、離婚後に、国外への子の連れ出しに必要な他方親の承諾や裁判所の許可を得ずに行われた連れ去り」あるいは「監護権・居所指定権を侵害して」という趣旨としている。

設問1 日本で結婚生活を送っているが、配偶者が勝手に子を連れ外国に行く心配があるため、出国防止やパスポートの保管に関する相談について、相談の有無、連れ去り予定国、夫妻の別、外国人当事者の国籍

設問2 日本で結婚生活を送っていたが、配偶者が勝手に子を連れ外国へ行ったという相談について、相談の有無、連れ去り国、夫妻の別、外国人当事者の国籍

設問3 外国で結婚生活を送っているが、子を連れて日本に帰国したいという事案についての、一方当事者またはその家族からの相談について、相談の有無、現在の居住国、夫妻の別、外国人当事者の国籍

設問4 外国で結婚生活を送っていたが、配偶者が子を連れ勝手に日本に帰国した事案につき、一方当事者またはその家族からの相談について、相談の有無

設問5 設問4の事案について、以下の項目

- ・相談者の夫妻の別
- ・帰国前の居住国
- ・外国人当事者の国籍
- ・相談内容(選択肢方式)
- ・帰国理由(自由記載方式)
- ・相談の際に困ったこと(自由記載方式)

(6) 回答数 【表 1-1 参照】

調査対象(2)参照) 総数 29,661 件

内訳: 日弁連会員 29,312 件, 外国特別会員 349 件

注) 日弁連会員については、FAX 受信が可能な会員数であり、必ずしも全会員の総数ではない。

有効回収数 総数 252 件

なお、うち外国特別会員 3 名から回答があった。

回収率（ / ） 約0.8%

調査結果

- 1 国境を越えた子の連れ去り（日本から外国への連れ去り及び外国から日本への連れ帰りの両方を含む）に関する相談を受けた経験のある弁護士の所属会【表 1-5 参照】

東京，第一東京，第二東京の東京三会の合計が最も多く（86名：東京45名，第一東京19件，第二東京22名），次いで大阪（23名），横浜（22名）の順である。なお所属弁護士会と回答された設問の内訳は表2のとおりである。

2 相談内容

設問1 日本で結婚生活を送っているが，配偶者が勝手に子連れ外国に行く心配があるため，出国防止やパスポートの保管に関する相談

- (1) 回答者数【表 1-6, 1-7 参照】

相談を受けたことが「ある」と回答した弁護士は81名，「ない」と回答した弁護士は171名であった。

- (2) 連れ去り予定の国及び当事者【表 3 参照】

連れ去り予定国がハーグ条約締約国であるものに，アメリカ（20件），カナダ（6件），オーストラリア・ブラジル（各5件）があった。

連れ去り予定国がハーグ条約非締約国であるものに，フィリピン（17件），中国（11件），日本（5件），パキスタン（4件）があった。

当事者は，夫が外国人であるものが66件，妻が外国人であるものが32件，夫婦双方が外国人であるものが10件であり，外国人当事者による日本から外国への子の連れ去りのおそれに関する相談が多いと思われる。

設問2 日本で結婚生活を送っていたが，配偶者が勝手に子連れ外国へ行ったという相談

- (1) 回答者数【表 1-8, 1-9 参照】

相談を受けたことが「ある」と回答した弁護士は104名，「ない」と回答した弁護士は145名，無回答は3名であった。

- (2) 連れ去り後の国及び当事者【表 4 参照】

連れ去り後の国がハーグ条約締約国であるものに，アメリカ（21件），カナダ・オーストラリア（各5件），ブラジル・ロシア（各4件）があった。

連れ去り後の国がハーグ条約非締約国であるものに，中国（35件），フ

イリピン（25件）、パキスタン（8件）があった。

当事者は、夫が外国人であるものが64件、妻が外国人であるものが79件、夫婦双方が外国人であるものが4件、記載のないものが2件であり、外国人当事者による日本から外国への子の連れ去りに関する相談が多いと思われる。

設問3 外国で結婚生活を送っているが、子を持って日本に帰国したいという事案についての、一方当事者又はその家族からの相談

(1) 回答者数【表1-10,1-11参照】

相談を受けたことが「ある」と回答した弁護士は51名、「ない」と回答した弁護士は200名、無回答は1名であった。

(2) 現在の居住国及び当事者【表5参照】

現在の居住国がハーグ条約加盟国であるものに、アメリカ（32件）、フランス・イギリス（各6件）、カナダ（5件）があった。

現在の居住国がハーグ条約非締約国であるものに、韓国（1件）とするものがあった。なお、日本に居住する当事者又は家族からの相談と思われるものが14件あった。

当事者は、夫が外国人であるものが65件、妻が外国人であるものが11件、夫婦双方が外国人であるものが3件であり、外国から日本への子の連れ帰りに関する相談が多いと考えられる。

設問4・5 外国で結婚生活を送っていたが、配偶者が子連れ勝手に日本に帰国した事案につき、一方当事者又はその家族からの相談

(1) 回答者数【表1-12,1-13参照】

相談を受けたことが「ある」と回答した弁護士は86名、「ない」と回答した弁護士は158名、無回答は8名であった。

(2) 帰国前の居住国及び当事者【表7参照】

相談者が夫であるものが44件、妻であるものが95件、夫妻であるものが2件、記載がなかったものが1件あった。

帰国前の居住国がハーグ条約締約国であるものに、アメリカ（62件）、オーストラリア（16件）、フランス（9件）、イギリス、カナダ（各5件）があった。

帰国前の居住国がハーグ条約非締約国であるものに、台湾・韓国（各3

件), 中国・フィリピン・マレーシア・パキスタン(各2件)があった。

子との面会交流に関する相談も多いことから, 日本に子連れ帰った当事者からの相談のみならず, 配偶者によって子を日本へ連れ去られた当事者からの相談も多いと考えられる。

(3) 相談内容(複数回答)【表6参照】

最も多かった相談内容は, 子を連れ去られた親からの面会請求に関するもの(69件)であり, 次いで日本で離婚手続を取れるか(65件), 外国へ戻った場合の刑事訴追の可能性(36件), 外国裁判所での親権・監護権を日本の裁判所で変更できるか(28件)の順であった。

その他の相談内容として(41件), 外国裁判所の監護権の仮処分の日本での執行の可否, 外国裁判所での訴訟手続に関するもの, 子の引渡しに関するものがあった。

(4) 帰国理由(自由記載形式による回答, 理由の複数記載あり)【表8参照】

最も多かった帰国理由は, DVを主張するもの(66件), 次いで経済問題(16件), 生活環境不適應(日本人に対する差別・侮辱を含む)(16件), 相手方の不貞行為(14件), 性格の不一致(8件)の順であった。また, 帰国理由として子に関する理由が挙げられたものとして, 子の監護権/面会交流に関する争い(7件), 子に対する虐待(2件), 子の帰国拒否(2件), その他の子に関する理由(DV/崩壊した家庭の子への悪影響, 子の教育問題, 子の環境不適應, 配偶者が子を嫌っている等)(5件)であり, 子に関する理由が帰国理由に含まれる相談件数は16件であった。その他の理由として(36件), 居住地での裁判への対応の困難・配偶者からの濫訴・配偶者からの裁判から逃れるため(5件), 日本に一時帰国したまま戻らなかった(5件), 日本で暮らしたい(2件)といった理由があった。また, 帰国理由が不明である相談は22件であった。

3 相談の際に困ったこと等に関する意見

事件処理に関連し, 外国で裁判をする際の弁護士を紹介してほしい, 外国で裁判をする場合の翻訳費用・弁護士費用が高額である, 面会交流は調停前置主義だが, 外国人当事者の出席が困難, 外国法の翻訳が必要との意見があった。

面会交流につき, 外国人当事者が日本へ来て面会交流を日本に居住する子と行う場合, 裁判所の面会施設がなく不便であったとの意見があった。

以上

1 回収状況

表1-1 有効回収数、配布数、有効回収率

A 有効回収数	252
B 配布数	29661
C 有効回収率	0.8

表1-2 調査対象者

一般会員	29312
外弁	349
合計	29661

2 回答者の基本的な特徴

表1-3 回答者の性別の分布

	%	N
男	55.2	139
女	41.7	105
無回答	3.2	8
合計	100	252

表1-4 回答者の修習期の分布

期	%	N
5～10	1.6	4
11～20	1.6	4
21～30	7.9	20
31～40	7.9	20
41～50	20.2	51
51～60	27.8	70
61～63	15.5	39
記載なし	17.5	44
合計	100	252

表1-5 回答者の所属弁護士会の分布

弁護士会	%	N
東京	17.9	45
第一東京	7.5	19
第二東京	8.7	22
横浜	6.7	17
埼玉	2.8	7
千葉県	1.6	4
茨城県	2	5
栃木県	0.4	1
群馬	0.4	1
静岡県	6	15
山梨県	1.2	3
長野県	0.8	2
新潟県	1.2	3
大阪	9.1	23
京都	1.6	4
兵庫県	0.4	1
奈良	0.4	1
滋賀	1.2	3
和歌山	0.4	1
愛知県	2.4	6
三重	0.8	2
岐阜県	0.8	2
福井	0.4	1
金沢	0.8	2
富山県	0.8	2
広島	3.2	8
山口県	0.8	2
岡山	2	5
鳥取県	1.2	3
島根県	1.2	3
福岡県	4.8	12
佐賀県	0.4	1
長崎県	0.4	1
大分県	0.8	2
熊本県	0.4	1
鹿児島県	0.4	1
宮崎県	0.4	1
沖縄	1.6	4
仙台	0.8	2
福島県	0	0
山形県	0.4	1
岩手	0	0
秋田	0.4	1
青森県	0.8	2
札幌	1.6	4
函館	0	0
旭川	0	0
釧路	0	0
香川県	0	0
徳島	0.4	1
高知	0	0
愛媛	0	0
記載なし	2	5
合計	100.0	252

3 単純集計結果(1):回答者単位の集計結果

表1-6 設問1の回答の分布

	%	N
ある	32.1	81
ない	67.9	171
無回答	0	0
合計	100	252

表1-7 設問1で「ある」と回答した者が受けた相談件数

平均値	1.3
標準偏差	2.3
最大値	6
最小値	1
N=81	

表1-8 設問2の回答の分布

	%	N
ある	41.3	104
ない	57.5	145
無回答	1.2	3
合計	100	252

表1-9 設問2で「ある」と回答した者が受けた相談件数

平均値	1.4
標準偏差	8.7
最大値	23
最小値	1
N=104	

表1-10 設問3の回答の分布

	%	N
ある	20.2	51
ない	79.4	200
無回答	0.4	1
合計	100	252

表1-11 設問3で「ある」と回答した者が受けた相談件数

平均値	1.5
標準偏差	4
最大値	10
最小値	1
N=52	

表1-12 設問4の回答の分布

	%	N
ある	34.1	86
ない	62.7	158
無回答	3.2	8
合計	100	252

表1-13 設問4で「ある」と回答した者が受けた相談件数

平均値	1.7
標準偏差	9.5
最大値	25
最小値	1
N=86	

表2 回答者の所属弁護士会と回答した設問の内訳

	弁護士会	設問1	設問2	設問3	設問4
1	東京	21	14	10	18
2	第一東京	7	10	4	10
3	第二東京	3	14	6	7
4	横浜	7	7	4	6
5	埼玉	3	1	2	4
6	千葉県	1	2	0	1
7	茨城県	0	3	1	1
8	栃木県	0	1	0	0
9	群馬	0	1	0	0
10	静岡県	5	7	1	1
11	山梨県	2	3	0	1
12	長野県	0	1	1	1
13	新潟県	1	2	0	1
14	大阪	6	8	6	11
15	京都	1	2	1	0
16	兵庫県	0	0	1	0
17	奈良	0	0	0	1
18	滋賀	1	1	0	1
19	和歌山	1	0	0	0
20	愛知県	2	2	2	0
21	三重	2	0	0	0
22	岐阜県	1	1	1	0
23	福井	1	0	0	0
24	金沢	1	1	0	0
25	富山県	1	1	0	0
26	広島	1	3	3	1
27	山口県	0	1	0	1
28	岡山	1	2	0	2
29	鳥取県	1	2	0	0
30	島根県	1	0	0	1
31	福岡県	4	3	2	5
32	佐賀県	0	0	0	1
33	長崎県	0	0	0	1
34	大分県	1	1	1	2
35	熊本県	0	1	0	1
36	鹿児島県	0	1	0	0
37	宮崎県	0	0	1	0
38	沖縄	2	1	1	1
39	仙台	0	1	0	0
40	福島県	0	0	0	0
41	山形県	0	1	0	0
42	岩手	0	0	0	0
43	秋田	1	1	0	0
44	青森県	0	1	0	1
45	札幌	2	1	2	2
46	函館	0	0	0	0
47	旭川	0	0	0	0
48	釧路	0	0	0	0
49	香川県	0	0	0	0
50	徳島	0	0	0	1
51	高知	0	0	0	0
52	愛媛	0	0	0	0
	記載なし	0	2	1	2
	小計	81	104	51	86

表3 設問1 連れ去り予定国と夫妻の国籍の内訳(事例)

	連れ去り予定国		外国人当事者の立場		外国人当事者の国籍	
	国	件数	夫妻の別	件数	国籍	件数
締約国	アメリカ	20	夫妻	3	アメリカ	1
					日本	1
					アメリカ, イギリス	1
			夫	17	記載なし	1
					アメリカ	13
					アメリカ(日本人)	1
					メキシコ	1
	カナダ	6	夫	5	カナダ	5
			夫妻	1	夫: カナダ, アメリカ, イギリス, 妻: アメリカ	1
	オーストラリア	5	夫	4	オーストラリア	2
					ニュージーランド	1
					パキスタン	1
			夫妻	1	日本	1
	ブラジル	5	夫	2	フランス	1
					ブラジル	1
			夫妻	2	夫: フランス, 妻: イギリス	1
					夫: フランス, 妻: ブラジル	1
	妻	1	ブラジル	1		
	フランス	4	夫	4	フランス	4
	ロシア	3	夫	1	ペルー	1
			妻	2	ベラルーシ	1
					ロシア	1
	イギリス	3	夫	3	イギリス	3
	チリ	2	夫	1	チリ	1
			妻	1	チリ	1
	オランダ	2	夫	2	オランダ	2
	ニュージーランド	2	夫	1	ニュージーランド	1
			妻	1	ニュージーランド	1
	ベルギー	1	夫	1	ベルギー	1
	コロンビア	1	夫妻	1	ペルー	1
クロアチア	1	妻	1	クロアチア	1	
チェコ	1	妻	1	チェコ	1	
ドイツ	1	夫	1	ドイツ	1	
イタリア	1	夫	1	イタリア	1	
ペルー	1	夫妻	1	夫: ペルー, 妻: ロシア	1	
ルーマニア	1	妻	1	ルーマニア	1	
スペイン	1	夫妻	1	スペイン	1	
トルコ	1	夫	1	トルコ	1	
フィリピン	17	夫	3	フィリピン	2	
				ブラジル	1	
		妻	14	記載なし	1	
				フィリピン	11	
日本	2					

表3 設問1 連れ去り予定国と夫妻の国籍の内訳(事例)

	連れ去り予定国		外国人当事者の立場		外国人当事者の国籍	
	国	件数	夫妻の別	件数	国籍	件数
非締約国	中国	11	夫	5	中国	4
					日本	1
			妻	6	中国	5
					中国(日本から帰化)	1
	日本	5	夫	2	アメリカ	2
					妻	3
			ヨーロッパ	1		
	パキスタン	4	夫	4	パキスタン	4
	韓国	2	夫	1	韓国	1
			妻	1	韓国	1
	イラン	2	夫	2	イラン	2
	バングラデシュ	1	夫	1	バングラデシュ	1
	エジプト	1	夫	1	エジプト	1
	インド	1	夫	1	インド	1
レバノン	1	夫	1	レバノン	1	
ナイジェリア	1	夫	1	ナイジェリア	1	

表4 設問2 連れ去り後の国と夫妻の国籍の内訳(事例)

	連れ去り後の国		外国人当事者の立場		外国人当事者の国籍	
	国	件数	夫妻の別	件数	国籍	件数
締約国	アメリカ	21	夫	16	アメリカ	14
					イラン	1
					日本	1
			妻	5	アメリカ	3
					日本	1
					韓国	1
	オーストラリア	5	夫	4	オーストラリア	3
					ベルギー	1
			夫妻	1	日本	1
	カナダ	5	夫	2	カナダ	2
					妻	2
			記載なし	1	ポーランド	
					日本(帰化)	1
	ブラジル	4	夫	1	ブラジル	1
			妻	2	ブラジル	2
			夫妻	1	夫:ブラジル,妻:フィリピン	1
	ロシア	4	妻	4	ロシア	4
	コロンビア	2	夫	1	ペルー	1
			妻	1	コロンビア	1
	フランス	2	妻	2	フランス	2
	オランダ	2	夫	2	オランダ	2
	タイ	2	妻	2	タイ	2
	イギリス	2	夫	2	イギリス	2
ベラルーシ	1	妻	1	ベラルーシ	1	
ブルガリア	1	妻	1	ブルガリア	1	
チェコ共和国	1	夫	1	チェコ共和国	1	
香港	1	夫妻	1	夫:オーストラリア,妻:イギリス	1	
メキシコ	1	夫妻	1	日本	1	
スウェーデン	1	夫	1	スウェーデン	1	
スイス	1	妻	1	夫:オーストラリア,妻:スイス	1	
スペイン	1	夫	1	スペイン	1	
スリランカ	1	夫	1	スリランカ	1	
トルコ	1	夫	1	トルコ	1	
非締約国	中国	35	夫	9	中国	8
					アメリカ	1
			妻	26	中国	23
					日本(帰化)	2
	日本OR中国	1				
	フィリピン	25	夫	2	フィリピン	2
			妻	23	フィリピン	23
	パキスタン	8	夫	7	パキスタン	7
			妻	1	中国	1
	イラン	6	記載なし	1	イラン	1
			夫	5	イラン	5
	韓国	4	夫	2	韓国	2
			妻	2	韓国	2
	インドネシア	3	夫	1	インドネシア	1
妻			2	インドネシア	2	
台湾	3	妻	3	台湾	3	
エジプト	2	夫	2	エジプト	2	
アルジェリア	1	夫	1	アルジェリア	1	
ナイジェリア	1	夫	1	ナイジェリア	1	
マレーシア	1	妻	1	マレーシア	1	
不明	東欧	1	夫	1	東欧	1

表5 設問3 現在の居住国と夫妻の国籍の内訳(事例)

	現在の居住国		外国人当事者の立場		外国人当事者の国籍	
	国	件数	夫妻の別	件数	国籍	件数
締約国	アメリカ	32	夫	26	アメリカ	24
					アメリカ, イスラエル	1
			妻	5	フランス	1
					アメリカ	3
	フランス	6	夫	3	日本	2
					日本	1
			妻	3	フランス	3
	イギリス	6	夫	6	フランス	1
					日本	2
	カナダ	5	夫	4	イギリス	5
					ドイツ	1
	ニュージー	3	夫	3	カナダ	3
					メキシコ	1
	スウェーデ	3	夫	3	カナダ	1
ニュージーランド					3	
オーストラ	2	夫	2	スウェーデン	3	
				オーストラリア	2	
イタリア	2	夫	2	イタリア	2	
ドイツ	1	夫	1	ドイツ	1	
タイ	1	夫妻	1	日本	1	
非締約国	日本	14	夫	11	アメリカ	5
					イタリア	1
					カナダ	1
					ナイジェリア	1
					インド?	1
					韓国(アメリカ在住)	1
			相手方:日本人妻	1		
			妻	2	アメリカ	1
	夫妻	1	日本	1		
			日本	1		
韓国	1	夫	1	韓国	1	
マケドニア	1	夫	1	マケドニア	1	
シンガポ	1	夫	1	不明	1	
不明	1	夫	1	不明	1	

表6 設問5 相談内容の件数

設問5 相談内容の件数

内容	件数
日本で離婚手続をとれるか	65
外国裁判所での親権・監護権を日本の裁判所で変更できるか	28
子を連れ去られた当事者による、子との面会請求に関する相談	69
外国に戻った場合に、その国で刑事訴追を受ける可能性についての相談	36
その他	41

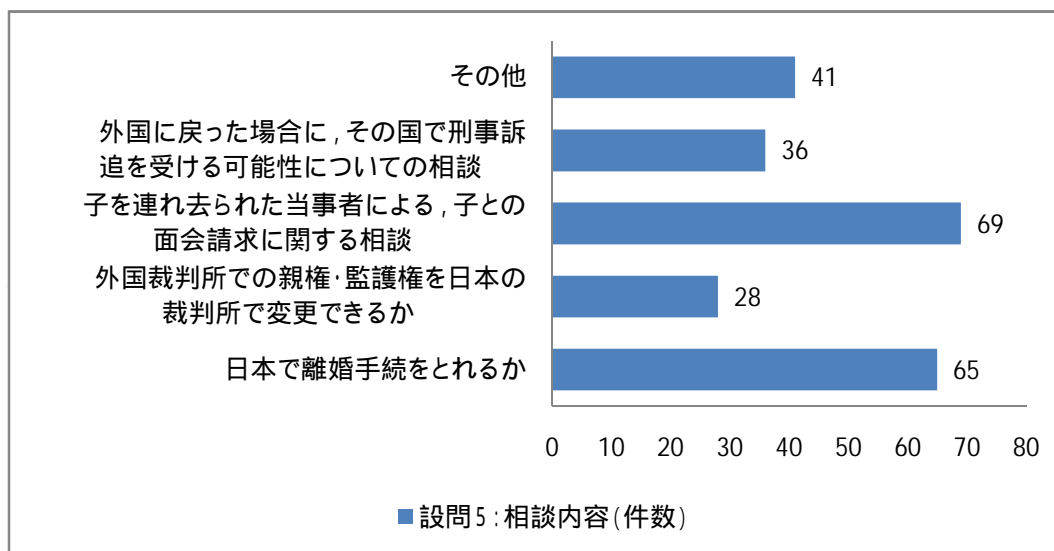


表7 設問5： 相談者，帰国前居住国，外国人当事者の国籍の内訳

設問5では，設問4の事例に対し，相談者の夫妻の別，帰国前の居住国，外国人当事者の夫妻の別及び国籍をたずねている。
表7では，それらについて分類と件数を一覧表にまとめた。

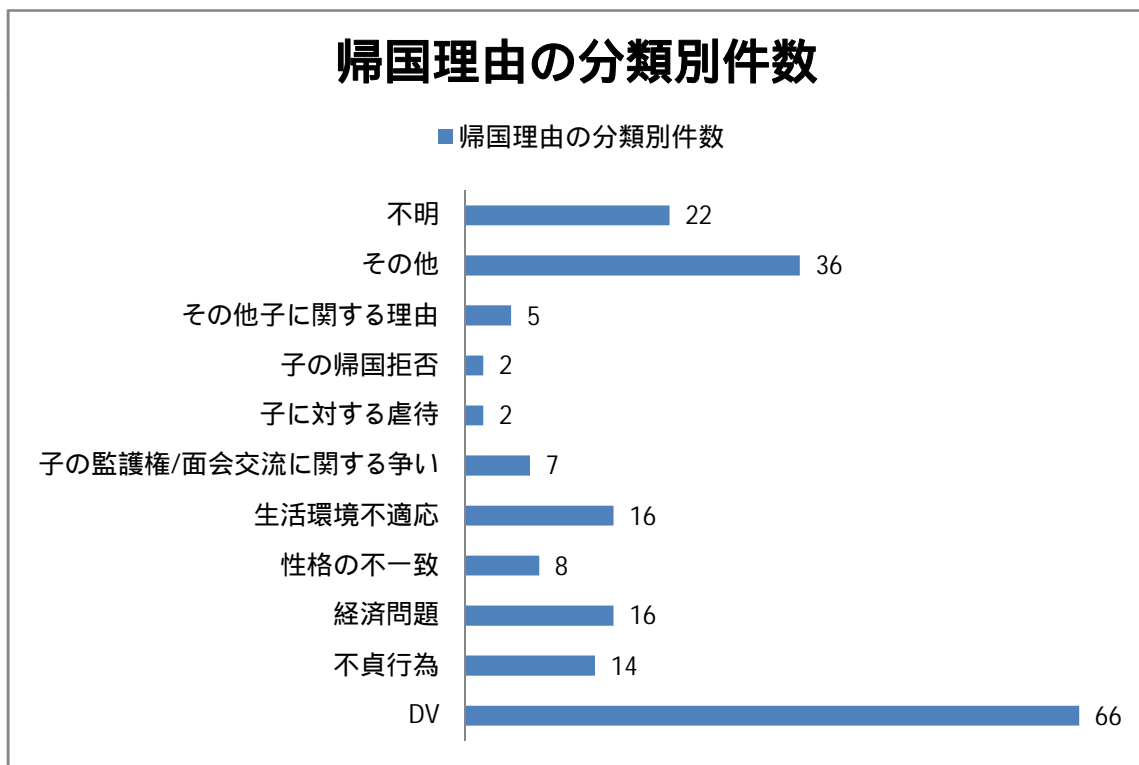
相談者	事件数	帰国前の居住国		外国人当事者の夫妻の別		外国人当事者の国籍(夫妻の場合，夫，妻の順)			
		国	事件数	夫妻の別	件数	国	事件数		
夫妻	2	アメリカ、カナダ	1		1		1		
		イギリス	1	夫、妻	1	日本、日本	1		
夫	44	アメリカ	17	夫	6	アメリカ	5		
				妻	3	日本(帰化)	1		
				夫、妻	4	アメリカ	2		
						日本	1		
						アメリカ、カナダ	1		
		アメリカ、韓国	1						
		日本、日本	2						
		記載なし	4		4				
		カナダ	4	夫	2	カナダ	2		
				妻	2	カナダ	2		
		オーストラリア	3	夫	2	オーストラリア	2		
				妻	1	オーストラリア	1		
		ブラジル	2	妻	2	イタリア	2		
		イタリア	2	夫	2	イタリア	2		
		スペイン	2	夫	1	スペイン	1		
				夫、妻	1	スペイン、日本	1		
		台湾	2	夫	1	台湾	1		
				妻	1	台湾	1		
		オーストリア	1	夫	1	オーストリア	1		
		バングラデシュ	1	夫	1	バングラデシュ	1		
		中国	1	夫	1	フランス	1		
		ドイツ	1	夫	1	ドイツ	1		
		フランス	1	夫	1	フランス	1		
		ハンガリー	1	夫	1	ハンガリー	1		
		ニュージーランド	1	妻	1	ニュージーランド	1		
		パキスタン	1	夫	1	パキスタン	1		
		シンガポール	1	夫、妻	1	イタリア、日本	1		
		スウェーデン	1	夫	1	スウェーデン	1		
		スイス	1	夫	1	スイス	1		
		イギリス	1	妻	1	イギリス	1		
		妻	95	アメリカ	45	夫、妻	5	アメリカ、日本	5
						夫	30	アメリカ	27
フランス	2								
韓国	1								
夫、妻	2					日本、日本	2		
夫	1					日本	1		
妻	1					日本	1		
記載なし	4					記載なし	4		
	2					アメリカ	2		
オーストラリア	13					夫	9	オーストラリア	7
				スイス	1				
				夫、妻	1	ニュージーランド	1		
				夫、妻	1	日本、オーストラリア	1		
記載なし	3			記載なし	3				
フランス	8			夫、妻	1	イギリス、グルジア	1		
				夫	1	イタリア	1		
				夫、妻	1	フランス、日本	1		
				夫	3	フランス	3		
				記載なし	2		2		
イギリス	4			夫	2	イギリス	2		
		ドイツ	1						
		ポーランド	1						
韓国	3	夫	1	アメリカ	1				
				韓国	1				
				記載なし	1				
メキシコ	3	夫	1	メキシコ	1				
		妻	1	メキシコ	1				
		記載なし	1		1				
記載なし	3	夫	1	ナイジェリア	1				
		記載なし	2		2				

表7 設問5： 相談者，帰国前居住国，外国人当事者の国籍の内訳

妻(つづき)	マレーシア(つづき)		妻	1	マレーシア	1
	オーストリア	1	夫	1	オーストリア	1
	カナダ	1	夫	1	カナダ	1
	中国	1	夫	1	台湾	1
	ドイツ	1	夫	1	ドイツ	1
	香港	1	夫	1	イギリス	1
	イタリア	1	記載なし	1	記載なし	1
	ミクロネシア	1	妻	1	ミクロネシア	1
	パキスタン	1	夫	1	パキスタン	1
	パナマ	1	夫	1	パナマ	1
	ポーランド	1	夫	1	ポーランド	1
	スウェーデン	1	夫	1	スウェーデン	1
	台湾	1	夫	1	台湾	1
記載なし		記載なし	1	記載なし	1	
		夫,妻	1	アメリカ,日本	1	

表8 設問5: 帰国理由の分類別件数

理由	件数
DV	66
不貞行為	14
経済問題	16
性格の不一致	8
生活環境不適應	16
子の監護権/面会交流に関する争い	7
子に対する虐待	2
子の帰国拒否	2
その他子に関する理由	5
その他	36
不明	22



国際的な子の連れ去りに関するアンケート

必須記載事項【男・女】[] [] 弁護士会]

任意記載事項(お差し支え無ければ御記入願います。)

【修習期 期】【氏名 名】

2000年から現在までに、国境を越えた子の連れ去り事案(日本から海外、または、海外から日本)の法律相談の有無及び相談者の帰国前の居住地や配偶者の国籍についてお聞きします。**なお、受任の有無は問いません。**

相談件数が3件以上ある場合は、典型的な3事例について御記入ください。

注)便宜上、結婚生活/配偶者と記載していますが、未婚(事実上の婚姻・内縁)または離婚のケースも含めて御回答下さい。なお、質問中にある「配偶者による勝手な子の連れ去り」とは、「相手方配偶者の承諾を得ずに、あるいは、離婚後に、国外への子の連れ出しに必要な他方親の承諾や裁判所の許可を得ずに行われた連れ去り」あるいは「監護権・居所指定権を侵害して」という趣旨です。

Q1 日本で結婚生活を送っているが、**配偶者が勝手に子を連れ**外国に行く心配があるため、出国防止やパスポートの保管に関する相談。

A ある(件) B ない Q2へ

	連れ去り予定の国	外国人当事者の立場	外国人当事者の国籍
事例A		夫・妻	
事例B		夫・妻	
事例C		夫・妻	


Q2 日本で結婚生活を送っていたが、**配偶者が勝手に子を連れ**外国へ行ったという相談

A ある(件) B ない Q3へ

	連れ去り後の国	外国人当事者の立場	外国人当事者の国籍
事例A		夫・妻	
事例B		夫・妻	
事例C		夫・妻	

Q3 外国で結婚生活を送っているが、**子を連れて日本に帰国したい**という事案についての、一方当事者またはその家族からの相談

A ある(件) B ない Q4へ

 次ページへ

回答期限：8月10日(水)

	現在の居住国	外国人当事者の立場	外国人当事者の国籍
事例A		夫・妻	
事例B		夫・妻	
事例C		夫・妻	

Q4 外国で結婚生活を送っていたが、**配偶者が子を連れ勝手に**日本に帰国した事案につき、一方当事者またはその家族からの相談

A ある(件) Q5へ

B ない 質問は終了です。御協力ありがとうございました。

Q5 上記Q4の事案に関する相談についてお聞きします。該当する項目に を付けてください。複数の相談の御経験がある場合には、お手数ですが、本用紙をコピーの上、各ケースにつき御回答頂ければ幸いです。

相談者 [夫側・妻側] 夫側・妻側、夫・妻は該当する方に を付けてください。

帰国前の居住国 []

外国人当事者(夫・妻)の国籍 []

(1) 相談内容について、あてはまるもの全てに を付けてください。

日本で離婚手続を取れるか

外国裁判所での親権・監護権を日本の裁判所で変更できるか

子を連れ去られた当事者による、子との面会請求に関する相談

外国に戻った場合に、その国で刑事訴追を受ける可能性についての相談

その他()

(2) 帰国の理由(できるだけ具体的に御記入願います。)

例: 配偶者のDV, 生活環境不適應, 配偶者の親族との軋轢, 経済問題

(3) その他, 相談の際に困ったこと等がございましたら, 御記入願います。

御協力ありがとうございました。

Please return via FAX to : 03-3580-5055 JFBA Judicial Affairs 1st Division : Ms. Ogura

By August 10 (Wed)

Questionnaire on International Child Abduction

Necessary information [Male · Female] [Bar Association: _____]
 Voluntary information (You may omit) [Name: _____]

Please answer the following questions for cases where you have been consulted on international child abduction matters (i.e. from Japan to a foreign country or from a foreign country to Japan) since 2000. Please answer regardless of whether you have accepted the case as counsel or not.

If you have been consulted on more than 3 cases, please provide an answer for the 3 most typical cases.

Note: while we refer herein to marriage and spouses, please also include answers for cases where there has been no marriage between the parties (e.g. a de facto relationship) and cases of divorce. In this questionnaire, "his/her spouse's wrongful removal of a child" means "removal without the other spouse's consent or removal without the consent of the other parent of the child or the Court's permission necessary to remove the child out of the jurisdiction after divorce" and "removal in breach of custody rights and the right to determine the child's place of residence".

Q1 Have you been consulted on any measures to prevent removal of a child or on the deposit of a child's passport in cases where a client resided with his/her family and had a concern that his/her spouse would wrongfully remove the child to a foreign country?

A Yes (Number of cases: _____)

B No →Q2



	Foreign country to which the child would be removed	Status of the foreign party	Nationality of the foreign party
Case A		Husband · Wife	
Case B		Husband · Wife	
Case C		Husband · Wife	

Q2 Have you been consulted on any cases where a client resided with his/her family in Japan and his/her spouse wrongfully removed the child to a foreign country?

A Yes (Number of cases: _____)

B No →Q3



	Foreign country to which the child was removed	Status of the foreign party	Nationality of the foreign party
Case A		Husband · Wife	
Case B		Husband · Wife	
Case C		Husband · Wife	



Next Page

Personal Information Policy

We manage the personal information obtained from this Questionnaire according to the Privacy Policy of the Japan Federation of Bar Associations. We may contact you again regarding the contents of your answers to this questionnaire. We may disclose the statistical analysis of the information obtained from this questionnaire only on the condition that individuals cannot be identified.

